

債権譲渡承諾チェックリスト

工事名 _____
 受注者・譲渡人（元請業者）名 _____
 譲受人（債権譲渡先）名 _____
 申請書類の受理日 令和 ____年 ____月 ____日

チェック項目	チェック欄
1 債権譲渡の対象工事	
(1) 単年度の工事（複数年度の工事にあっては次の要件を確認）	
ア 下請セーフティネット債務保証事業の場合：最終年度で年度内に完了する見込みの工事	
イ 地域建設業経営強化融資制度の場合：最終年度で年度内に完了する見込みの工事、又は次年度に工期末を迎え、残工期が1年未満である工事	
(2) 低入札価格調査を実施した結果、調査対象となった者と契約した工事ではない。	
(3) 役務的保証を要する工事ではない。	
(4) その他不適當な事由がない。	
2 申請書類	
(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1又は様式2）（3通）	
ア 申請日及び受理日の確認。	
イ 譲受人が、(財)建設業振興基金が認めた債権譲渡先である。	
ウ 受注者・譲渡人の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致している。	
エ 工事履行報告書（様式4）、工事請負契約書の契約締結日、工事名、工事場所及び工期と一致している。	
オ 請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が工事請負契約に基づき受注者・譲渡人が請求できる工事請負代金債権と一致している。	
(2) 締結済の債権譲渡契約証書 下請セーフティネット債務保証事業用の場合：平成14年12月18日付け国官会第1812号に定める様式3-①又は様式3-②（参考様式）の写（1通） 地域建設業経営強化融資制度の場合：平成20年10月17日付け国官会第1255号に定める様式3（参考様式）の写し（1通）	
ア 受注者・譲渡人及び譲受人の住所、商号又は名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書のものと同じである。ただし、元請業者が受任地を設定している場合は一致しないので、債権譲渡契約証書に記載された住所及び代表者職氏名が適正なものであるか契約制度課に確認する。	
(3) 工事履行報告書（様式4）（1通）	
ア 実施工程の進捗率が、2分の1以上である。	
イ 受注者（元請業者）が作成している。	
ウ 受注者（元請業者）の住所、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、債権譲渡承諾依頼書のものと同じである。	

下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度 共通

(4) 保証人の承諾書（保証委託契約約款で必要とされる場合）（1通）	
ア 承諾書は、依頼書の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものである。	
イ 本市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等とアの相手方及び承諾書の記載内容が一致している。	
(5) 当該請負契約が解除されていない。	
(6) 工事約款第46条第1項各号及び第47条第1項各号に該当する恐れがない。	

↓

承諾（決裁）手続（工事監督課と支出担当課が違う場合は必ず合議する。）

↓

3 債権譲渡承諾書（様式1又は様式2）の交付	
(1) 文書番号、承諾日（申請書類の受理日から7日以内）、発注者職氏名、確定日付（承諾日）の記入を確認の上、受注者・譲渡人及び譲受人に各1通を交付し、残り1通を保有する。	
(2) 契約制度課に債権譲渡承諾書（両面）の写しを送付する。	
4 債権譲渡整理簿（様式6）の記入による承諾状況の管理	

債権譲渡の承諾日 令和 年 月 日（支出担当課において債権者変更）

↓

（受注者・譲渡人と譲受人の間における金銭消費貸借契約の締結、融資の実行）

↓

5 融資実行報告書（様式8）の提出（1通）	
-----------------------	--

↓

6 工事請負代金の請求書類	
(1) 通常の市所定の様式：請求書兼領収書（工事請負費用）（1通）	
ア 請求日及び受理日を確認。 請求書兼領収書（工事請負費用）の譲受人の印と申請時に提出した債権譲渡承諾依頼書の印が一致している。	
イ 請求書兼領収書（工事請負費用）と添付された債権譲渡承諾書の写しにより請求者の請求権が確認でき、債権金額等が一致している。	
ウ 請求金額が「債権譲渡承諾書の債権譲渡額」＋「変更契約により増減した額」となっている。	
(2) 債権譲渡承諾書の写し（1通）	

↓

支払手続

↓

7 債権譲渡整理簿（様式6）の記入による支払状況の管理	
(1) 会計取印日を支払年月日として記入する。	

※各項目を確認した後、チェック欄に○印を記載しておくこと。

※受注者・譲渡人が共同企業体である場合には、受注者・譲渡人の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその構成員の住所及び氏名が記載されていること。